



厚生労働省

滋賀労働局

働きやすい滋賀をめざして

資料提供
滋賀労働局

平成27年11月27日（金）
14:00以降 解禁

担当

滋賀労働局職業安定部職業対策課
課長 大矢 俊典
課長補佐 河野 孝
地方障害者雇用担当官 岡崎 貞昭
電話 077-526-8686

雇用される障害者数 6年連続過去最高を更新

—実雇用率、法定雇用率達成企業割合はともに全国平均を上回る—

滋賀労働局（局長 辻 知之）では、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づいて、1人以上の障害者の雇用義務がある事業主から、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障害者」と総称します。）の雇用状況について報告を求めています。

このほど、平成27年6月1日現在における障害者雇用状況報告（常時雇用する労働者が50人以上の県内本社企業743社及び県内地方公共団体 回答）の集計結果を取りまとめましたので、公表します。

【ポイント】

1 《 滋賀県内に本社のある民間企業 》（法定雇用率2.0%）

- 雇用されている障害者数（注1）は2,500.5人（対前年比5.5%増加）と過去最高を更新した。
- 実雇用率（注2）は1.98%（対前年比0.11ポイント上昇）で、全国平均の1.88%を上回った。
- 法定雇用率達成企業の割合は59.1%（対前年比4.2ポイント上昇）で、全国平均の47.2%を上回った。

2 《 公 的 機 関 》（法定雇用率2.3%、県教育委員会は2.2%）

- 滋賀県庁は、実雇用率2.42%と達成した。
- 滋賀県教育委員会は、実雇用率2.20%と達成した。
- 市町の各機関の平均は、実雇用率2.32%と前年より0.03ポイント上昇した。
- 雇用率未達成機関は、滋賀県警察本部、長浜市病院事業の2機関であった。

3 《 未達成企業等に対する取り組み 》

全ての未達成企業に対し訪問指導を実施しますが、特に、障害者を雇用していない企業に対して優先的に指導を行うこととしています。

（注1）障害者の数は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。人数の算定に当たっては、重度身体障害者及び重度知的障害者（短時間労働者を除く。）については、1人を2人と数え、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人を0.5人と数えて算出している。

（注2）実雇用率は、上記により算出した障害者の数を、労働者数（常用労働者総数から業種ごとに定められた除外率相当数を除いた労働者数）で除したものである。

障害者雇用状況報告の滋賀県内の集計結果(概要)

1. 民間企業における雇用状況

○ 雇用されている障害者数、実雇用率 (7頁参照)

- ・滋賀県内にある民間企業(50人以上規模の企業743社:法定雇用率2.0%)に雇用されている障害者の数は、2500.5人で、過去最高となった。
- ・雇用者のうち、身体障害者は1,561.5人(前年比2.2%増)、知的障害者は749.5人(同6.9%増)、精神障害者は189.5人(同34.4%増)であり、いずれも前年より増加し、特に精神障害者の上昇率が大きかった。
- ・実雇用率は、1.98%であり、全国平均の1.88%を上回った。
雇用する障害者の数が増加した企業は153社と、減少した企業の87社を上回った。
- ・法定雇用率達成企業の割合は、59.1%(743社のうち439社)であり、全国平均の47.2%を大きく上回った。

前年に比べ、対象となる企業数については、9社(1.2%)が減少した中、法定雇用率達成企業数は26社(6.3%)と増加し、全ての企業規模でも前年を上回った。

注)障害者の人数、実雇用率については、前ページの注1及び注2を参照。

○ 企業規模別の状況 (8頁参照)

区分	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	雇用されている障害者数	実雇用率		法定雇用率達成企業の数	法定雇用率達成企業の割合	
				27年	26年		27年	26年
規模計	企業 743	人 126,216.0	人 2,500.5	% 1.98	% 1.87	企業 439	% 59.1	% 54.9
50人以上 100人未満	366	26,106.0	513.0	1.97	1.90	206	56.3	54.5
100人以上 300人未満	295	45,960.5	839.5	1.83	1.65	185	62.7	56.2
300人以上 500人未満	54	17,992.5	309.5	1.72	1.63	27	50.0	46.0
500人以上 1,000人未満	20	11,991.0	245.5	2.05	2.04	15	75.0	65.0
1,000人以上	8	24,166.0	593.0	2.45	2.34	6	75.0	57.1

○ 産業別の状況 (9~12頁参照)

- ・法定雇用率を上回った業種は「医療、福祉」(2.60%)、「生活関連サービス業、娯楽業」(2.36%)、「建設業」(2.11%)、「卸売業、小売業」(2.03%)となり、昨年の3業種を上回った。
- ・実雇用率が前年を上回った業種は11業種であった。

産業	企業数	雇用障害者数	雇用率		法定雇用率を上回る業種	前年の雇用率を上回る業種
			27年	26年		
農業, 林業	1	1.0	1.72	1.72		
建設業	14	44.0	2.11	1.50	○	○
製造業	286	902.5	1.81	1.76		○
情報通信業	6	18.0	0.15	1.49		
運輸業, 郵便業	44	104.5	1.98	2.11		
卸売業, 小売業	87	464.0	2.03	1.80	○	○
金融業, 保険業	10	88.5	1.95	2.01		
不動産業, 物品賃貸業	9	5.0	0.60	0.39		○
学術研究, 専門・技術サービス業	6	24.0	1.81	1.52		○
宿泊業, 飲食サービス業	25	64.0	1.91	1.87		○
生活関連サービス業, 娯楽業	14	29.0	2.36	1.93	○	○
教育, 学習支援業	12	15.5	1.39	0.99		○
医療, 福祉	142	534.0	2.60	2.48	○	○
複合サービス事業	14	61.0	1.87	1.72		○
サービス業	73	145.5	1.66	1.50		○

○ 法定雇用率未達成の企業の状況 (13頁参照)

- ・平成27年の法定雇用率未達成の企業は304社で前年より35社減少した。ハローワークの指導により、前年未達成であったが、本年達成となった企業は57社であった。
- ・304社のうち、不足数が0.5人又は1人である企業（いわゆる1人不足企業）が73.7%（224社）あり、障害者を1人も雇用していない企業（いわゆる0人雇用企業）が61.8%（188社）であった。前年に比べ1人不足企業については4社減少し、0人雇用企業については26社と大幅に減少した。

2. 地方公共団体における雇用状況 (14・15頁参照)

地方公共団体（県・市町、公立病院等）の機関において雇用されている障害者の数は586.0人で、前年（563.5人）より22.5人増加した。

各機関の実雇用率は、滋賀県（知事部局・病院事業庁・企業庁）が2.42%、滋賀県教育委員会が2.20%、地方公共団体26機関が2.32%であった。

滋賀県内では長浜市病院事業が、法定雇用率未達成の機関となっている。

<参考>

一般の民間企業における雇用状況の推移

(各年6月1日現在)

平成	常用労働者数(人)		障害者の数(人)		実雇用率(%)		法定雇用率達成企業の割合(%)	
		対前年増減		対前年増減	滋賀県	全国	滋賀県	全国
2	73,425	1.8	1,408	5.5	1.92	1.32	77.3	52.2
3	75,849	3.3	1,427	1.3	1.88	1.32	72.3	51.8
4	77,233	1.8	1,464	2.6	1.90	1.36	70.9	51.9
5	77,047	-0.2	1,484	1.4	1.93	1.41	70.5	51.4
6	77,165	0.2	1,492	0.5	1.93	1.44	69.9	50.4
7	78,155	1.3	1,474	-1.2	1.89	1.45	67.3	50.6
8	78,865	0.9	1,470	-0.3	1.86	1.47	66.5	50.5
9	80,926	2.6	1,519	3.3	1.88	1.47	66.2	50.2
10	81,972	1.3	1,619	6.6	1.98	1.48	70.1	50.1
11	84,396	3.0	1,585	-2.1	1.88	1.49	59.7	44.7
12	83,150	-1.5	1,563	-1.4	1.88	1.49	61.2	44.3
13	83,582	0.5	1,560	-0.2	1.86	1.49	61.2	43.7
14	83,540	-0.1	1,509	-3.3	1.81	1.47	56.7	42.5
15	85,228	2.0	1,534	1.7	1.80	1.48	56.5	42.5
16	89,628	5.2	1,507	-1.8	1.68	1.46	54.7	41.7
17	94,210	5.1	1,576	4.6	1.67	1.49	54.5	42.1
18	97,705	3.7	1,662.0	5.5	1.70	1.52	56.9	43.4
19	103,544	6.0	1,709.5	2.9	1.65	1.55	55.6	43.8
20	109,029	5.3	1,800.0	5.3	1.65	1.59	54.2	44.9
21	106,045	-2.7	1,773.0	-1.5	1.67	1.63	55.8	45.5
22	107,204	1.1	1,809.0	2.0	1.69	1.68	56.5	47.0
23	119,507.0	11.5	1,917.5	6.0	1.60	1.65	50.4	45.3
24	120,502.5	0.8	2,141.0	11.7	1.78	1.69	54.7	46.8
25	125,666.0	4.3	2,269.5	6.0	1.81	1.76	51.8	42.7
26	127,061.0	1.1	2,370.5	4.5	1.87	1.82	54.9	44.7
27	126,216.0	-0.7	2,500.5	5.5	1.98	1.88	59.1	47.2

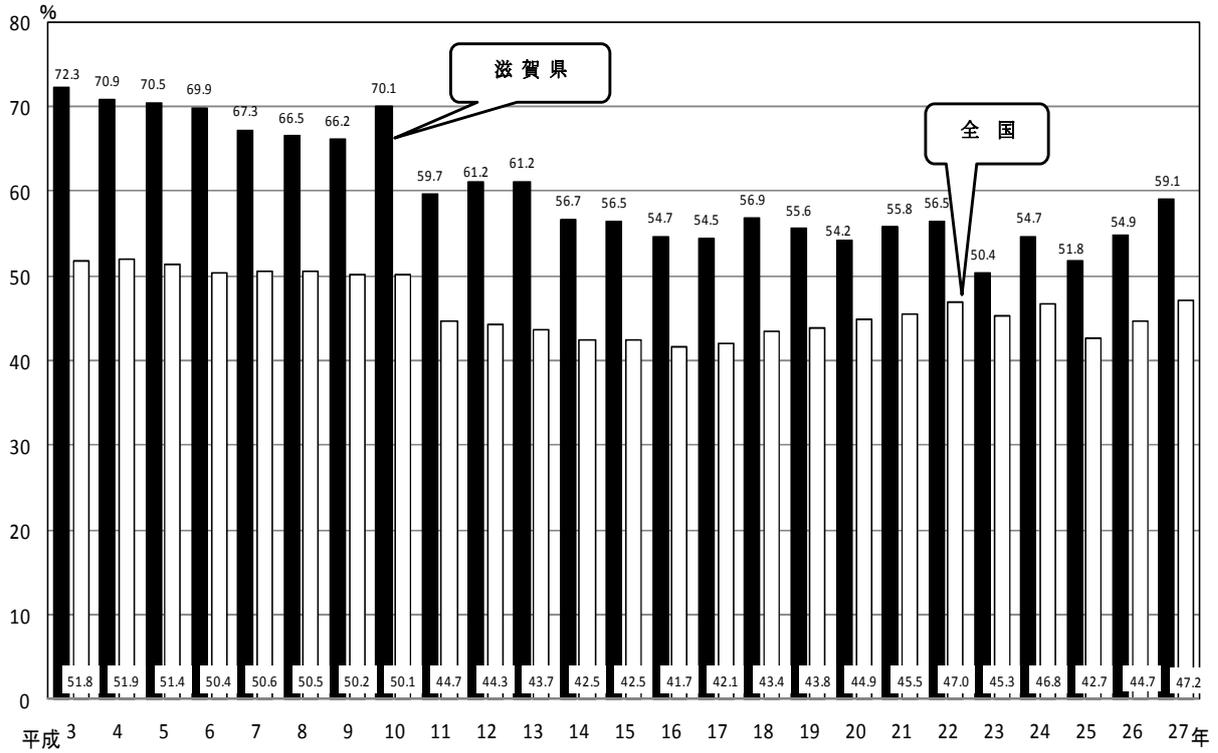
注 障害者の数とは、次に掲げる者の合計である。

昭和63年～平成4年
平成5年～

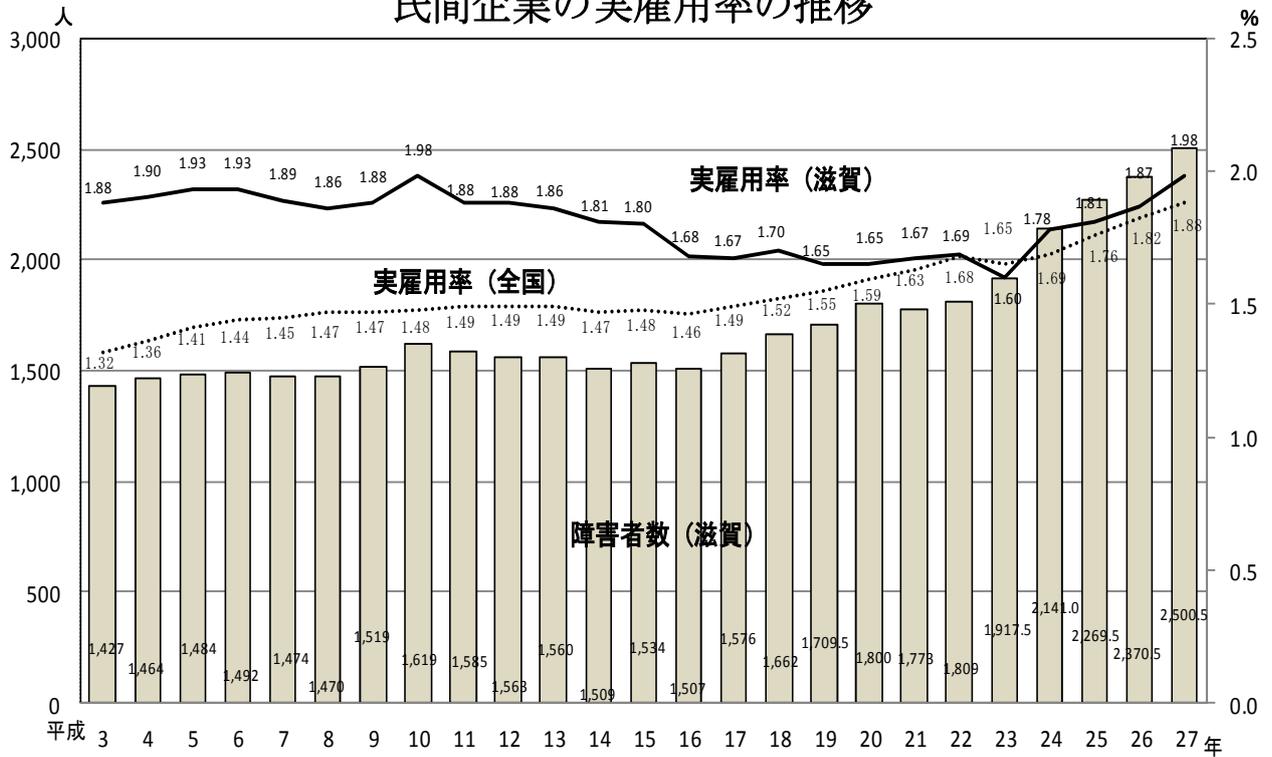
平成18年～
平成23年～

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者
 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
 知的障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者
 精神障害者(短時間労働者は1人を0.5人としてカウント)を対象に加える。
 短時間労働者を常用労働者数に加える。
 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者(0.5人としてカウント)を対象に加える。

民間企業の雇用率達成割合の推移



民間企業の実雇用率の推移



◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- | | | | | |
|---------------|-----|---|---|--|
| ○ 民間企業 | ……… | { | 一般の民間企業 …………… 2. 0 %
(50人以上規模の企業) | |
| | | | 特殊法人等 …………… 2. 3 %
{ 労働者数43.5人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等 } | |
| ○ 国、地方公共団体 | ……… | | 2. 3 %
(43.5人以上規模の機関) | |
| ○ 都道府県等の教育委員会 | ……… | | 2. 2 %
(45.5人以上規模の機関) | |

(カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。)

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

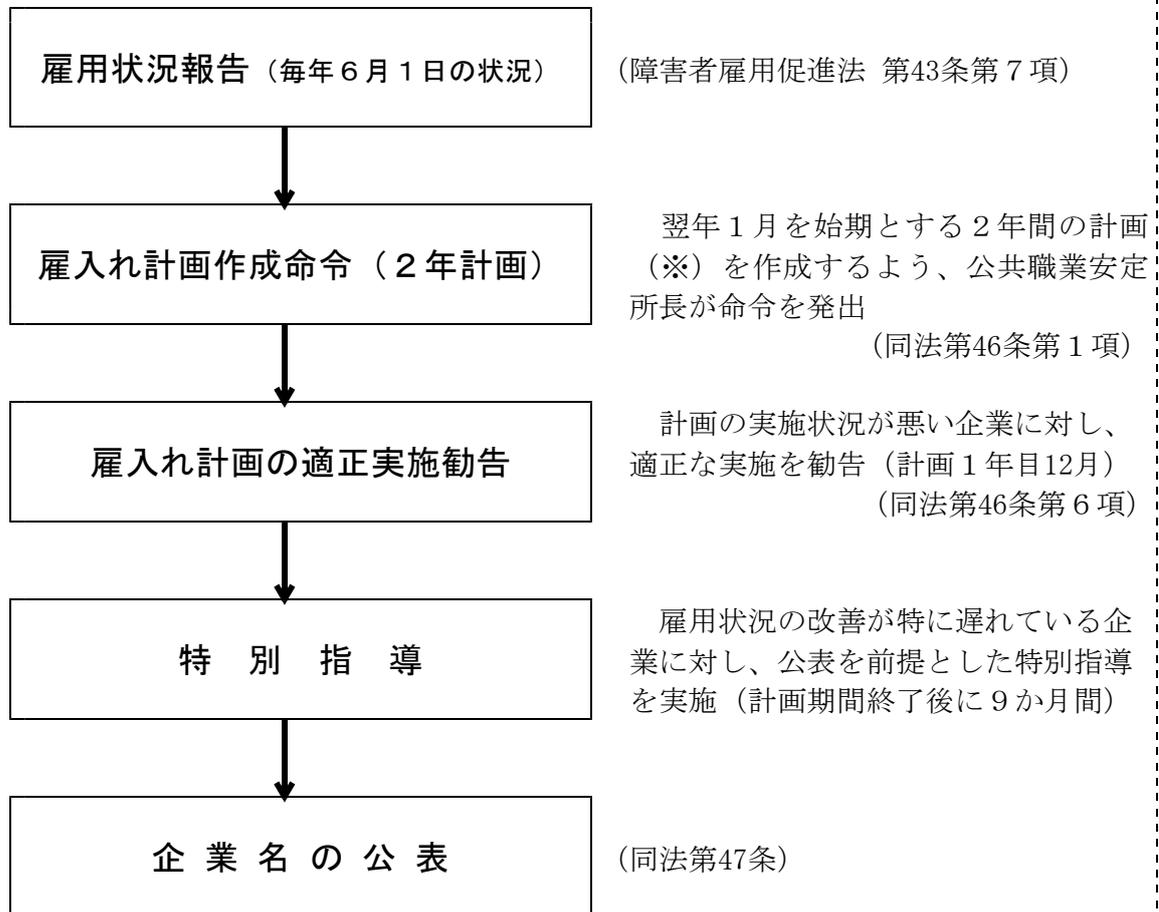
※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

[指導実績・全国]

- 平成26年度の実績 ()は滋賀県
 - * 「雇入れ計画作成命令」の発出 452社 (2社)
 - * 雇入れ計画の「適正実施勧告」 154社 (2社)
 - * 「特別指導」の実施 67社 (0社)
- 雇入れ計画を実施中の企業 (26年度) 640社 (9社)
- 企業名の公表
 - 平成3年度 4社、15年度 1社、16年度 1社、17年度 2社、
 - 18年度 2社、19年度 3社 (うち1社は再公表)、20年度 4社、
 - 21年度 7社 (うち1社は再公表)、22年度 6社 (うち2社は再公表)
 - 23年度 3社 (うち1社は再公表)、24年度 0社、25年度 0社、
 - 26年度 8社

※平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮している。

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.0%)

(1) 概況

① 概況

区分	① 企業数 企業	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数 人	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100 %	⑤ 法定雇用率達成 企業の数 企業	⑥ 法定雇用率達成 企業の割合 %
			A. 重度身体障害者及び知的障害者 人	B. 重度身体障害者及び知的障害者である短時間労働者 人	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者 人	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者 人	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5 人	F. うち新規雇用分 人			
滋賀県	743 (752)	126,216.0 (127,061.0)	435 (425)	91 (84)	1,387 (1,305)	305 (263)	2,500.5 (2,370.5)	266.5 (261.5)	1.98 (1.87)	439 (413)	59.1 (54.9)
全国	87,935 (86,648)	24,122,923.0 (23,650,463.5)	106,362 (103,320)	13,534 (12,360)	207,294 (195,279)	39,163 (33,893)	453,133.5 (431,225.5)	48,377.0 (45,269.5)	1.88 (1.82)	41,485 (38,760)	47.2 (44.7)

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数 人	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者 人	b. 重度身体障害者である短時間労働者 人	c. 重度以外の身体障害者 人	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者 人	e. 計 a×2+b+c +d×0.5 人	f. うち新規雇用分 人	a. 重度知的障害者 人	b. 重度知的障害者である短時間労働者 人	c. 重度以外の知的障害者 人	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者 人	e. 計 a×2+b+c +d×0.5 人	f. うち新規雇用分 人	c. 精神障害者 人	d. 精神障害者である短時間労働者 人	e. 計 c+d×0.5 人	f. うち新規雇用分 人
滋賀県	2,500.5 (2,370.5)	387 (376)	68 (62)	660 (662)	119 (105)	1,561.5 (1,528.5)	137.0 (152.0)	48 (49)	23 (22)	572 (532)	117 (98)	749.5 (701.0)	90.5 (81.0)	155 (111)	69 (60)	189.5 (141.0)	39.0 (28.5)
全国	453,133.5 (431,225.5)	89,312 (87,195)	9,830 (8,867)	125,334 (123,633)	13,929 (12,849)	320,752.5 (313,314.5)	26,884.5 (26,347.5)	17,050 (16,125)	3,704 (3,493)	53,494 (48,873)	12,892 (11,174)	97,744.0 (90,203.0)	12,282.0 (11,469.5)	28,466 (22,773)	12,342 (9,870)	34,637.0 (27,708.0)	9,210.5 (7,452.5)

[1(1)①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 F欄の「うち新規雇用分」は、平成26年6月2日から平成27年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ()内は平成26年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

[1(1)②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa.c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のb欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は、平成26年6月2日から平成27年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ()内は平成26年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
規模計	企業 743 (752)	126,216.0 (127,061.0)	435 (425)	91 (84)	1,387 (1,305)	305 (263)	2,500.5 (2,370.5)	266.5 (261.5)	1.98 (1.87)	企業 439 (413)	59.1 (54.9)
50～ 100人未満	366 (367)	26,106.0 (25,955.5)	85 (83)	25 (27)	283 (269)	70 (63)	513.0 (493.5)	49.5 (48.5)	1.97 (1.90)	206 (200)	56.3 (54.5)
100～ 300人未満	295 (308)	45,960.5 (47,909.5)	145 (141)	29 (25)	478 (444)	85 (75)	839.5 (788.5)	88.5 (92.5)	1.83 (1.65)	185 (173)	62.7 (56.2)
300～ 500人未満	54 (50)	17,992.5 (17,007.5)	54 (51)	4 (3)	179 (161)	37 (24)	309.5 (278.0)	39.5 (42.5)	1.72 (1.63)	27 (23)	50.0 (46.0)
500～ 1000人未満	20 (20)	11,991.0 (12,551.5)	51 (54)	4 (4)	131 (136)	17 (17)	245.5 (256.5)	31.0 (47.0)	2.05 (2.04)	15 (13)	75.0 (65.0)
1,000以上	8 (7)	24,166.0 (23,637.0)	100 (96)	29 (25)	316 (295)	96 (84)	593.0 (554.0)	58.0 (31.0)	2.45 (2.34)	6 (4)	75.0 (57.1)

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
規模計	2,500.5 (2,370.5)	387 (376)	68 (62)	660 (662)	119 (105)	1,561.5 (1,528.5)	137.0 (152.0)	48 (49)	23 (22)	572 (532)	117 (98)	749.5 (701.0)	90.5 (81.0)	155 (111)	69 (60)	189.5 (141.0)	39.0 (28.5)
50～ 100人未満	513.0 (493.5)	69 (67)	14 (13)	123 (122)	21 (19)	285.5 (278.5)		16 (16)	11 (14)	125 (126)	39 (28)	187.5 (186.0)		35 (21)	10 (16)	40.0 (29.0)	
100～ 300人未満	839.5 (788.5)	133 (127)	26 (22)	247 (260)	31 (28)	554.5 (550.0)		12 (14)	3 (3)	167 (142)	25 (23)	206.5 (184.5)		64 (42)	29 (24)	78.5 (54.0)	
300～ 500人未満	309.5 (278.0)	51 (48)	3 (3)	95 (88)	13 (7)	206.5 (190.5)		3 (3)	1 (0)	60 (56)	13 (12)	73.5 (68.0)		24 (17)	11 (5)	29.5 (19.5)	
500～ 1000人未満	245.5 (256.5)	48 (52)	3 (3)	68 (73)	10 (11)	172.0 (185.5)		3 (2)	1 (1)	52 (53)	4 (2)	61.0 (59.0)		11 (10)	3 (4)	12.5 (12.0)	
1,000以上	593.0 (554.0)	86 (82)	22 (21)	127 (119)	44 (40)	343.0 (324.0)		14 (14)	7 (4)	168 (155)	36 (33)	221.0 (203.5)		21 (21)	16 (11)	29.0 (26.5)	

注 1(1)②表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
産業計	2,500.5 (2,370.5)	387 (376)	68 (62)	660 (662)	119 (105)	1,561.5 (1,528.5)	137.0 (152.0)	48 (49)	23 (22)	572 (532)	117 (98)	749.5 (701.0)	90.5 (81.0)	155 (111)	69 (60)	189.5 (141.0)	39.0 (28.5)	
農、林、漁業	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	
鉱業、採石業、砂利採取業	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	
建設業	44.0 (33.0)	10 (6)	0 (4)	17 (15)	2 (2)	38.0 (28.0)	0 (0)	0 (0)	3 (3)	0 (0)	3.0 (3.0)	3 (2)	0 (0)	3.0 (2.0)	0 (0)	3.0 (2.0)	0 (0)	
製造業	902.5 (885.5)	143 (155)	4 (6)	259 (250)	17 (13)	557.5 (572.5)	18 (18)	3 (1)	238 (218)	5 (3)	279.5 (256.5)	63 (54)	5 (5)	65.5 (56.5)	5 (5)	65.5 (56.5)	0 (0)	
電気・ガス・熱供給・水道業	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	
情報通信業	18.0 (19.0)	5 (4)	0 (0)	6 (9)	0 (1)	16.0 (17.5)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0.0 (1.5)	2 (0)	0 (0)	2.0 (0.0)	0 (0)	2.0 (0.0)	0 (0)	
運輸業、郵便業	104.5 (106.5)	17 (24)	3 (3)	43 (37)	11 (7)	85.5 (91.5)	0 (0)	0 (0)	16 (13)	1 (0)	16.5 (13.0)	2 (2)	1 (0)	2.5 (2.0)	1 (0)	2.5 (2.0)	0 (0)	
卸売業、小売業	464.0 (436.0)	49 (40)	19 (16)	98 (103)	37 (36)	233.5 (217.0)	14 (17)	5 (8)	151 (137)	39 (34)	203.5 (196.0)	21 (17)	12 (12)	27.0 (23.0)	12 (12)	27.0 (23.0)	0 (0)	
金融業、保険業	88.5 (90.0)	20 (21)	10 (11)	26 (24)	12 (12)	82.0 (83.0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	2 (2)	3.0 (3.0)	1 (3)	5 (2)	3.5 (4.0)	5 (2)	3.5 (4.0)	0 (0)	
不動産業、物品賃貸業	5.0 (3.0)	2 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	5.0 (3.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	
学術研究、専門・技術サービス業	24.0 (21.5)	5 (4)	0 (0)	10 (12)	0 (1)	20.0 (20.5)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1.0 (1.0)	3 (0)	0 (0)	3.0 (0.0)	0 (0)	3.0 (0.0)	0 (0)	
宿泊業、飲食サービス業	64.0 (57.0)	10 (10)	3 (2)	12 (14)	4 (2)	37.0 (37.0)	1 (0)	1 (0)	13 (14)	7 (5)	19.5 (16.5)	3 (3)	9 (1)	7.5 (3.5)	9 (1)	7.5 (3.5)	0 (0)	
生活関連サービス業、娯楽業	29.0 (33.0)	1 (1)	1 (0)	3 (7)	0 (0)	6.0 (9.0)	1 (2)	0 (0)	17 (17)	2 (0)	20.0 (21.0)	3 (3)	0 (0)	3.0 (3.0)	0 (0)	3.0 (3.0)	0 (0)	
教育・学習支援業	15.5 (11.0)	3 (1)	0 (0)	6 (8)	1 (0)	12.5 (10.0)	0 (0)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	2.0 (1.0)	1 (0)	0 (0)	1.0 (0.0)	0 (0)	1.0 (0.0)	0 (0)	
医療、福祉	534.0 (488.5)	78 (73)	21 (18)	111 (112)	16 (16)	296.0 (284.0)	13 (11)	14 (13)	113 (107)	60 (52)	183.0 (168.0)	37 (18)	36 (37)	55.0 (36.5)	36 (37)	55.0 (36.5)	0 (0)	
複合サービス事業	61.0 (56.5)	13 (12)	1 (1)	25 (25)	2 (0)	53.0 (50.0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	2.0 (2.0)	6 (4)	0 (1)	6.0 (4.5)	0 (1)	6.0 (4.5)	0 (0)	
サービス業	145.5 (129.0)	31 (24)	6 (5)	43 (45)	17 (15)	119.5 (105.5)	1 (1)	0 (0)	13 (15)	1 (1)	15.5 (17.5)	10 (5)	1 (2)	10.5 (6.0)	1 (2)	10.5 (6.0)	0 (0)	

注 1 (1)②の表と同じ
-は1人の為、掲載せず

(4) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	①法定雇用率未達成企業の数	②不足数					③障害者の数が0人である企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上8人以下	
規模計	304 (100.0%)	224 (73.7%)	52 (17.1%)	12 (3.9%)	14 (4.6%)	2 (0.7%)	188 (61.8%)
50-100人未満	160 (100.0%)	160 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	153 (95.6%)
100-300人未満	110 (100.0%)	57 (51.8%)	40 (36.4%)	8 (7.3%)	5 (4.5%)	0 (0.0%)	33 (30.0%)
300-500人未満	27 (100.0%)	6 (22.2%)	10 (37.0%)	3 (11.1%)	7 (25.9%)	1 (3.7%)	2 (7.4%)
500-1000人未満	5 (100.0%)	0 (0.0%)	2 (40.0%)	1 (20.0%)	1 (20.0%)	1 (20.0%)	0 (0.0%)
1,000人以上	2 (100.0%)	1 (50.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (50.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

2 地方公共団体における状況

①概況

区 分		①法定雇用障害者数の算 定の基礎となる職員数 (人)	②障害者の数 (人)	③実雇用率 ②÷①×100 (%)
滋賀県庁 (法定雇用率2.3%)		3,593.0	87.0	2.42
		(3,573.0)	(87.5)	(2.45)
滋賀県教育委員会 (法定雇用率2.2%)		8,154.0	179.0	2.20
		(8,082.0)	(162.5)	(2.01)
市 町 の 機 関 (法定雇用率2.3%)		13,765.0	320.0	2.32
		(13,715.0)	(313.5)	(2.29)
全 国	都道府県の機関	323,789.5	8,344.0	2.58
		(322,490.5)	(8,284.5)	(2.57)
	都道府県 教育委員会 (法定雇用率2.2%)	574,343.0	12,369.5	2.15
		(575,830.5)	(12,153.5)	(2.11)
	市町村の 機 関	1,075,882.5	25,913.5	2.41
		(1,061,832.5)	(25,265.0)	(2.38)

注 下段()は平成26年6月1日現在の数値である。
滋賀県には、滋賀県病院事業庁及び滋賀県企業庁を含む。

②市町等の各機関の状況

機 関 名	① 法定雇用障害者数の算 定の基礎となる職員数 (人)	② 障害者の数 (人)	③ 実雇用率 (%)	④ 不足数 (人)	備 考
計	13,765.0	320.0	2.32	0.5	
大津市	2,043.0	46.0	2.25		(注4-①)
高島市	466.0	11.0	2.36		
長浜市	1,652.0	37.0	2.24		(注4-②)
米原市	372.0	8.0	2.15		(注4-③)
彦根市	1,036.5	24.0	2.32		(注4-④)
近江八幡市	996.0	22.0	2.21		(注4-⑤)
東近江市	888.0	21.0	2.36		(注4-⑥)
甲賀市	805.5	18.0	2.23		(注4-⑦)
湖南市	466.0	12.0	2.58		(注4-⑧)
草津市	797.0	20.0	2.51		(注4-⑨)
守山市	833.0	19.0	2.28		(注4-⑩)
野洲市	387.5	8.0	2.06		
栗東市	400.0	11.0	2.75		(注4-⑪)
多賀町	113.0	2.0	1.77		
甲良町	109.0	4.0	3.67		
豊郷町	88.0	2.0	2.27		
愛荘町	249.0	6.0	2.41		(注4-⑫)
日野町	204.0	7.0	3.43		(注4-⑬)
竜王町	216.5	4.0	1.85		(注4-⑭)
高島市教育委員会	72.0	1.0	1.39		
野洲市教育委員会	179.0	4.5	2.51		
高島市民病院	198.0	5.0	2.53		
長浜市病院事業	748.0	16.5	2.21	0.5	(注5)
公立甲賀病院組合	446.0	11.0	2.47		
公立大学法人滋賀県立大学	198.5	4.0	2.02		
滋賀県警察本部	318.5	6.0	1.88	1.0	

注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントし、短時間勤務職員である重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 ①大津市は、大津市教育委員会及び大津市企業庁を含む。

②長浜市は、長浜市教育委員会を含む。

③米原市は、米原市教育委員会を含む。

④彦根市は、彦根市教育委員会を含む。

⑤近江八幡市は、近江八幡市教育委員会及び近江八幡市立総合医療センターを含む。

⑥東近江市は、東近江市教育委員会を含む。

⑦甲賀市は、甲賀市教育委員会を含む。

⑧湖南市は、湖南市教育委員会を含む。

⑨草津市は、草津市教育委員会を含む。

⑩守山市は、守山市教育委員会及び守山市民病院を含む。

⑪栗東市は、栗東市教育委員会を含む。

⑫愛荘町は、愛荘町教育委員会を含む。

⑬日野町は、日野町教育委員会を含む。

⑭竜王町は、竜王町教育委員会を含む。

5 長浜市病院事業は、11月19日現在において、達成機関となっている。

3 都道府県別の実雇用率等の状況

注 都道府県別の状況は、企業の主たる事務所(特例子会社等の認定を受けている企業にあっては、その親会社の主たる事務所)が所在する都道府県において、集計したものである。

都道府県名	実雇用率	(対前年増減)	法定雇用率達成 企業の割合	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の数	
全国	1.88	0.06	47.2	2.5	41,485	87,935
北海道	1.95	0.05	49.9	2.3	1,602	3,209
青森	1.89	0.06	51.5	4.3	454	881
岩手	1.99	0.06	54.1	1.2	499	923
宮城	1.79	0.05	46.6	0.9	648	1,392
秋田	1.84	0.07	57.5	2.4	393	683
山形	1.93	0.05	53.4	1.8	461	864
福島	1.84	0.08	50.5	2.6	661	1,308
茨城	1.83	0.08	53.1	2.9	750	1,413
栃木	1.82	0.06	55.1	4.0	594	1,079
群馬	1.80	0.01	52.3	0.7	697	1,333
埼玉	1.86	0.06	45.8	2.1	1,290	2,815
千葉	1.82	0.05	49.0	1.5	1,049	2,139
東京	1.81	0.04	32.1	1.8	5,789	18,013
神奈川	1.82	0.07	44.0	2.4	1,862	4,233
新潟	1.85	0.10	54.4	4.6	927	1,705
富山	1.91	0.06	56.2	1.5	540	961
石川	1.86	0.04	54.3	2.5	506	932
福井	2.32	0.06	53.2	△0.3	346	650
山梨	1.83	0.04	55.8	4.3	307	550
長野	1.98	0.02	59.5	2.3	889	1,493
岐阜	1.89	0.10	55.0	4.0	757	1,377
静岡	1.86	0.06	49.4	1.8	1,299	2,630
愛知	1.81	0.07	45.4	3.5	2,515	5,544
三重	1.97	0.18	55.7	3.5	565	1,014
滋賀	1.98	0.11	59.1	4.2	439	743
京都	1.97	0.02	49.7	2.3	835	1,680
大阪	1.84	0.03	44.0	1.4	3,137	7,132
兵庫	1.97	0.07	51.8	2.7	1,591	3,069
奈良	2.40	0.18	58.6	2.4	307	524
和歌山	2.16	0.10	61.7	4.7	330	535
鳥取	1.99	0.11	54.8	4.2	233	425
島根	2.13	0.11	64.6	3.0	338	523
岡山	2.29	0.13	51.3	1.3	680	1,326
広島	1.95	0.05	47.3	2.2	986	2,086
山口	2.51	0.05	54.8	2.3	459	837
徳島	2.04	0.14	64.2	6.7	269	419
香川	1.88	0.00	55.7	△0.8	434	779
愛媛	1.82	0.08	48.6	1.6	443	911
高知	2.14	0.10	61.1	6.6	288	471
福岡	1.88	0.08	50.2	4.0	1,662	3,310
佐賀	2.37	0.10	71.3	4.9	381	534
長崎	2.14	△0.01	57.4	1.7	534	930
熊本	2.19	0.05	56.3	3.6	637	1,131
大分	2.43	0.15	58.7	3.3	437	744
宮崎	2.24	0.09	68.6	5.2	498	726
鹿児島	2.09	0.07	59.0	1.2	642	1,088
沖縄	2.29	0.14	60.3	4.5	525	871

